

特別定額給付金について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、仕事や生活に様々な影響が出ていることを踏まえ、家計への支援を目的に1人あたり10万円を給付します。

給付対象者	基準日（令和2年4月27日）時点で、住民基本台帳に記録されている方	受給権者	給付対象者の属する世帯の世帯主
		申請受付期限	8月11日(火)まで

① 郵送申請方式

1 市から申請書が届きます

申請書は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている受給権者（世帯主）に市から送付されます。

2 市へ申請書を提出

申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市に郵送してください。

② オンライン申請方式

1 専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス
△申請には受給権者（世帯主）のマイナンバーカードおよびカードリーダーなどが必要です。

2 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の確認書類（画像）をアップロードして、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認を行います。

3 指定の口座に振り込まれます

給付対象者
1人につき

10万円

入金時期
口座への

※オンライン申請については、5月8日以降、順次入金を行っています。
※郵送申請については、5月25日頃から、順次入金を開始する予定です。申請書受付後、内容や添付書類の確認作業が必要であることや、開発中の電算処理システムの稼働が5月20日頃となること、銀行などの手続きにも時間を要することなどから、一定の時間が必要となりますので、ご理解をお願いします。

特別定額給付金 Q & A

▶基準日（4月27日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の給付はどうか？

▶私は世帯主ですが、住民登録している市区町村に住んでいないため申請書が届きません。どうしたらいいの？

どちらの場合も、基準日に住民登録されていた市区町村から給付を受けることとなります。
また、申請書は基準日に住民登録されている住所地に、世帯主宛てに送付されます。郵便物の転送手続きをされることをおすすめします。

4月27日（基準日）に生まれた子どもは給付対象者となりますか？

給付対象者となります。（4月28日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。）

申請書以外に準備すべき書類はありますか？

それぞれの申請方式により以下の書類の写しが必要となります。

 郵送 申請方式	1 申請者本人確認書類 ●マイナンバーカード ●運転免許証 ●健康保険証などの写し
	2 振込先口座の確認書類 ●金融機関名 ●口座番号 ●口座名義人が分かる通帳やキャッシュカードやインターネットバンキングの画面の写し ※水道料引落などに使用している申請・受給権者名義の口座である場合には不要です。
 オンライン 申請方式	振込先口座の確認書類のみ ※マイナンバーカードをお持ちの方は、電子署名により本人確認を実施するので、本人確認書類は不要です。

ご不明な点がございましたら、**高山市新型コロナウイルス総合窓口**にお問い合わせください。
(毎日9:00～19:00まで受付) ☎0577-36-0024